

労働者派遣事業に係る情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供致します。

許可番号	派 40-300400
許可年月日	平成 19 年 8 月 1 日
事業所の名称	株式会社マックスフォース
事業所の所在地	福岡市中央区大名 2 丁目 9 番 2 号

対象期間	令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日
派遣労働者の数(1 日平均)	144 名
派遣先事業所の数(実数)	54 社
派遣料平均額(1 日 8 時間/円)	14,572 円
労働者賃金平均額(1 日 8 時間/円)	10,154 円
マージン率の平均	30.3%

派遣料金の中で一番多く占めるのが『派遣労働者の給与』です。マージン率には下記事項が含まれております。

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営費用	・健康診断費用：一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用 ・募集費用：派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等） ・就業管理費用：派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練等） ・事業運営にあたる労働者の人件費 ・オフィス賃料、営業車両管理費、通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定	・労使協定の締結の有無 あり ・労使協定の有効期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ・労使協定の対象となる労働者の範囲 全ての労働者
教育訓練に 関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。 業務内容別に e ラーニングにて各種教育訓練を行なっております。 その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。